

民有地の緑化事業を 助成します

都市計画課 ☎66・1141

「あいち森と緑づくり税」を財源に、市内にある敷地や建築物の緑化工事費の一部を助成します。

対象事業 屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化、生垣緑化

助成の要件 民有地の緑化を進める事業で認定基準を満たすもの

○緑化面積が100平方メートル程度以上
○生垣は、延長50メートル以上

対象経費 植栽・植栽基盤・かん水施設に係る費用および生垣設置に係る工事費用（ただし植栽した個体の成育期間が2年を見込めないものは除く。）

助成金額 対象経費の2分の1（10万円以上50万円以下）で次の条件の範囲内。

- 屋上緑化・壁面緑化 緑化面積×3万円
- 空地緑化 緑化面積×1万5千円
- 駐車場緑化 緑化面積×2万円

○生垣設置
生垣設置延長×5千円
申し込み 都市計画課へ。

都市計画道路の計画 変更に関する説明会

都市計画課 ☎66・1142

都市計画道路名豊道路(23号蒲郡バイパス)の計画変更説明会を開催します。
とき 5月14日(水)
午後7時～

ところ 市役所 北棟集会室

国民健康保険税の 納付は口座振替を

保険年金課 ☎66・1172

口座振替納税とは、税金を預貯金口座から自動的に振り替えて納税する方法です。振替納税にすると、納期ごとに金融機関へ出かける手数がからず大変便利です。また、現在年金からの差し引きによる納付になっている方も、あらかじめ金融機関で振替納税の手続きを行い、保険年金課へ申し出ることによって口座振替納税に変更できます。申出の時期により、口座振替に切り替わる月が異なります。

後期高齢者医療保険料 の支払いは口座振替を

保険年金課 ☎66・1102

後期高齢者医療保険料は、原則、年金からの差し引きですが、加入当初は納付書による納付となります。

以前、国民健康保険税などで、口座振替依頼書を金融機関などに提出している方も、改めて後期高齢者医療保険料の口座振替依頼書を提出しない限り、口座振替となりません。口座振替依頼書(金融機関の窓口にあります)と預金通帳および通帳印鑑を持参のうえ、金融機関へ提出してください。

また、年金からの差し引きにより納付していた方も、届出により、口座振替の選択ができます。希望される方は、金融機関などへ後期高齢者医療保険料の口座振替依頼書を提出後、認印と口座振替依頼書申込者控えを持参のうえ、保険年金課で「口座振替選択」の届出をしてください。



有害鳥獣の駆除にご協力を

農林水産課 ☎66・1126

有害鳥獣(カラス、ヒヨドリ)による農作物への被害防止のために、銃具による駆除を行います。
被害を受けている農家の方

は、農協または農林水産課へご連絡ください。
とき 5月10日(出)・11日(回)、6月、7月、9月、平成27年3月の第3・4日曜日
日の出から日没まで
ところ 市内(住宅地を除く)
※駆除は蒲郡猟友会の方が安全に行います。

平成26年度

消防団の幹部が 決まりました

○は分団長 ○は副分団長 (敬称略)

団長 大場 裕之
副団長 小田 雅士
副団長 市川 晶基

第1分団	○杉浦 教晃	○水山 龍一
第2分団	○松坂 秀和	○鈴木 善之
第3分団	○福田 明生	○加藤 智博
第4分団	○小田 剛裕	○小笠原正人
第5分団	○鈴木 光一	○千賀 喜博
第6分団	○神田 顕寿	○足立 浩基
第7分団	○杉本 尚文	○吉見 良平
第8分団	○吉見 太志	○長田 淳司
第9分団	○丸山 浩幸	○磯部 善広



消防本部総務課 ☎68・0936